

次世代空モビリティ活用信州モデル創出補助金
業 務 等 質 問 (回 答) 書

質問日：2026年6月19日

質問書提出者	商号又は名称※	
	所在地	
	電話	
	担当者所属・氏名	
質問内容	<p>課税対象外の事業者ですが、税の完納証明書は必要でしょうか。もし異なる書類が必要な場合、その書類をご教示ください。</p> <p>また、社会保険に加入していることが確認できる書類は、本人が加入している申告書等の写しでよろしいでしょうか。</p>	

※共同企業体を形成する者である場合、構成団体の名称を全て記載すること

回答日：令和8年6月22日

回答	<p>公募要領に基づき、法人は完納証明書を提出する必要があります。</p> <p>なお、課税対象外で証明書の取得ができない税目についてはその旨を記載した説明書（任意様式）を提出してください。</p> <p>また、社会保険の確認書類については、加入者本人の書類ではなく法人としての加入状況が分かる書類（保険料納入証明書等）を提出してください。</p>
----	--